

緊急小口資金(コロナ特例貸付)は償還期限をむかえます！

あなたが借入れられた緊急小口資金(コロナ特例貸付)は、令和6年12月31日(または、令和7年1月31日)に最終償還期限をむかえます。

最終償還期限を過ぎてしまうと、元金に延滞利息が発生します。(年利3%、但し令和2年3月31日までの借入は年利5%)

① 期限までに滞納額を支払う場合 ⇒ 専用口座(下記)に振り込みをお願いします。

振り込み先: 広島銀行(0169) 三川町支店(018) 普通口座 3269606
 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 会長 山本 一隆

・振込人欄には、※貸付コード(数字7桁)と借りた方の名前を入力してください。

例) KA0123456 の貸付コードをお持ちの「社協 花子」の場合は、
 0123456 シャキョウ ハナコ と入力

※振込手数料はご本人の負担になります。

最終償還期限到来後は、
 緊急小口資金の
 猶予の申請ができません。
 お早めにご相談ください。

② 返済にお困りの場合 ⇒ 下記の手続きが案内可能です。

次の要件にあてはまる方は、**償還免除**の対象です。

- ・令和3～6年度のいずれかの住民税が非課税の場合
- ・現在、生活保護を受給している場合
- ・障害者手帳の交付を受けている場合(身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳(A)またはA)

次の要件にあてはまる方は、**償還猶予**の対象です。

- ・地震・火災等で被災した場合
- ・病気療養中の場合
- ・失業中または離職中の場合
- ・市区町社会福祉協議会または自立相談支援機関への相談の上、償還猶予を申請する場合

※免除→借りたお金を返さなくてもよいこと。

※猶予→お金を返す期間を延期すること。

相談・お問合せ先



○広島市内 各区社会福祉協議会

中区社会福祉協議会 082-249-3114
 南区社会福祉協議会 082-251-0525
 安佐南区社会福祉協議会 082-831-5011
 安芸区社会福祉協議会 082-821-2501

東区社会福祉協議会 082-263-8443
 西区社会福祉協議会 082-294-0104
 安佐北区社会福祉協議会 082-814-0811
 佐伯区社会福祉協議会 082-921-3113

○広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 事業係(特例貸付担当)

電話: 080-3899-5348 (受付時間: 平日8:30~17:15)

E-mail: jigyoun@shakyohiroshima-city.or.jp